

# いじめ防止対策の推進に関する調査結果に基づく 勧告を踏まえた対応について（通知）

## 学校が特に気をつけるべきポイント

文部科学省：平成30年3月26日付け 29初児生第42号  
県教委：平成30年3月30日付け 教生 第380号

### 1. いじめの正確な認知の推進

- (2) 毎年の「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」（問題行動調査）の集計過程で、いじめの認知件数が「0」であった場合は、当該事実を児童生徒や保護者向けに公表し、検証を仰ぐことで、認知漏れがないか確認すること。

### 3. 教職員、児童生徒及び保護者に対するいじめ防止対策の周知の徹底

- (1) 平成28年通知[※]の別添資料である、いじめの認知に関する考え方をまとめた教職員向け資料（別添3）を、全ての教職員に配布するなどにより、いじめの正確な認知に関する教職員間での共通理解を図ること。【5月末時点で取組がなされたか、設置者が確認】

※ 「いじめの正確な認知に向けた教職員間での共通理解の形成及び新年度に向けた取組について（通知）」  
文部科学省：平成30年3月26日付け 29初児生第42号、県教委：平成30年3月28日付け 教生第271号

- (2) 入学式・始業式や保護者会等の機会を捉えて、児童生徒及び保護者に対し、「知っていますか『いじめ防止対策推進法』」「いじめとは、何か」（別添6）及び「いじめのサイン発見シート」（別添7）を配布するなどにより、法の趣旨・内容やいじめの定義等を確実に周知すること。その際、基本方針に基づき、各学校における学校いじめ防止基本方針についても、併せて説明することが望ましいこと。【5月末時点で取組がなされたか、設置者が確認】